

香川県条例第62号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(香川県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第27条 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、香川県行政手続条例第2章<u>（第8条を除く。）</u>及び第3章<u>（第14条を除く。）</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(香川県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第27条 香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、香川県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第27条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。